

改正後

(既存の用途に利用する水銀使用製品)  
 第二条 法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 別表の上欄第一号から第六十号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品
- 三 別表の上欄第一号から第六十号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であつて、校正、試験研究又は分析に用いられるもの
- 四 (略)

別表(第二条関係)

水銀使用製品	一〜三 (略)	用途
	四 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	一〜十二 (略)
五 HIDランプ(別名高輝度放電ランプ)	一〜十二 (略)	十三 皮膚疾患の治療
六〜二十七 (略)		十三 皮膚疾患の治療
二十八 水銀ペレット及び水	蛍光ランプ、HIDランプ、	

改正前

(既存の用途に利用する水銀使用製品)  
 第二条 法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 別表の上欄第一号から第五十四号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品
- 三 別表の上欄第一号から第五十四号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であつて、校正、試験研究又は分析に用いられるもの
- 四 (略)

別表(第二条関係)

水銀使用製品	一〜三 (略)	用途
	四 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。)	一〜十二 (略)
五 HIDランプ(別名高輝度放電ランプ)	一〜十二 (略)	(新設)
六〜二十七 (略)		(新設)
二十八 水銀ペレット及び水	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ラン	

銀粉末		放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）への水銀の封入
二十九～三十四（略）		
三十五 放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）	一 整流 二 電力の制御	
三十六～四十二（略）		
四十三 水銀圧入法測定装置	気孔径分布の測定	
四十四～四十六（略）		
四十七 ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	気体の濃度の測定	
四十八（略）		
四十九 容積形力計	圧縮試験機その他の静的強さ試験機の校正	
五十（略）		
五十一 滴下水銀電極	液体の電気化学分析	
五十二・五十三（略）		

銀粉末		プ及び外部電極蛍光ランプを含む。）、H I Dランプ、放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）への水銀の封入
二十九～三十四（略）		
（新設）		
三十五～四十一（略）		
（新設）		
四十二～四十四（略）		
（新設）		
四十五（略）		
（新設）		
四十六（略）		
（新設）		
四十七・四十八（略）		

五十四 水銀等ガス発生器（  
内蔵した水銀等を加熱又は  
還元して気化するものに限  
る。）

水銀等ガスの発生

五十五〜六十八 (略)

(新設)

四十九〜六十二 (略)